

第十一回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の受付開始について

令和2年4月1日より、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(第十一回特別弔慰金)の請求受付を開始します。

【概要】

特別弔慰金は、遺族に対し戦後10年ごとの節目に国として改めて弔慰の意を表すため支給しております。この度第十一回特別弔慰金として額面25万円(5年償還の記名国債)を、基準日において公務扶助料や遺族年金等の受給権を有する遺族がいない場合に、先順位の遺族1名に支給します。

【対象者】

戦没者等の死亡当時のご遺族(配偶者、子、父母等)のうち先順位者1名。

※ご遺族でも対象とならない場合がございますので、下記の「特別弔慰金の支給対象者早見表」にてご確認ください。

【支給内容】 額面25万円(5年償還の記名国債)

【請求期間】 令和2年4月1日～令和5年3月31日

※請求期間を過ぎると、時効により特別弔慰金を受給できなくなりますので、ご注意ください。

【請求受付窓口】 下諏訪町健康福祉課福祉係(町庁舎1階)

◇特別弔慰金の支給対象者早見表◇

戦没者等の死亡当時のご家族・ご親族ですか？

(支給対象者は、戦没者等の死亡当時お生まれだった方に限ります。ただし、戦没者等の子の場合は、死亡当時に胎児だった場合も含まれます。)

いいえ

対象となりません

はい

令和2年4月1日において、順位が一番先になるご遺族、お一人に支給されます。

●同順位の方が複数いる場合は、請求する方をどなたかお一人決めてください。

●令和2年4月1日において、戦没者等の配偶者(公務扶助料や遺族年金等を受けていない方)がご存命の場合には、その配偶者が先順位になることがありますので福祉係担当者にご相談ください。

戦没者から見た
あなたの続柄

① 子 ですか？

はい

対象となる可能性があります

いいえ

② 父母
孫
祖父母
兄弟姉妹
ですか？

はい

上記①の対象者がいる

はい

対象となりません

いいえ

次の順位で対象となる
可能性があります
1 父母
2 孫
3 祖父母
4 兄弟姉妹

戦没者等の死亡当時の生計関係の有無、改氏婚・養子縁組等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。福祉係担当者にご相談ください。

いいえ

③ 上記以外の
三親等内親族
(甥、姪)
ですか？

はい

上記①または②の対象者がいる

はい

対象となりません

いいえ

戦没者等と一年以上生計
関係を有していた

はい

対象となる可能性
があります

いいえ

対象となりません

■問い合わせ 下諏訪町健康福祉課福祉係 電話27-1111(内線122)